

個人情報保護法案に対する賛成討論

ただいま内閣提出の個人情報の保護に関する法律案等関係五法案が議題となりました。私は、自由民主党、公明党並びに保守新党を代表いたしまして、**これらの法案**について賛成の立場から討論を行います。

高度情報通信社会は、近年急速に進展しています。高度情報通信社会における各種の事業において、個人情報の利用は著しく拡大しています。**しかし**、残念ながら、個人情報漏えいなどの各種事例が発生しているのも事実です。**例えば**、顧客名簿の流出、インターネットホームページからの個人情報の漏えいなどが挙げられます。**このため**、自分の個人情報が果たして適切に用いられているのかといった国民の不安感は解消されていません。**さらに**、国民のプライバシー意識も高まりつつあります。

一方、IT時代において、個人情報の有用性に着目し、国民がIT技術の利便性を享受することも重要です。

すなわち、今、我が国に必要なのは、**以下の 2 つ**です。**1 つ目は**個人情報の有効活用です。**2 つ目は**、プライバシーを初めとする個人の権利利益を保護することです。

内閣提出の個人情報の保護に関する法律案は、まさに、このような今日的課題に的確に対応できる法案です。**言い換えれば**、IT時代における国民生活の保護のために不可欠な基盤法制です。

しかしながら、一部に、個人情報の保護に関する法律案はメディア規制を意図するものであるとの不安、懸念が払拭されない状況にありました。**このことは**、まことに遺憾であります。与党三党は、このような不安、懸念を払拭するための努力を重ねました。**その結果**、与党修正要綱を昨年十二月に取りまとめました。

内閣提出の個人情報の保護に関する法律案は、昨年廃案となりました旧法案を、この与党修正要綱に沿って修正したものです。具体的な修正点は**以下に挙げる 5 点**などがあります。(1) 旧法案における基本原則を削除する。(2) 報道機関等への情報提供者に対し、主務大臣は関与しないことを明記する。(3) 報道の定義を明記する。(4) 報道機関に個人を含むことを明記する。(5) 著述を業として行う者を個人情報取扱事業者に対する義務規定の適用除外とすることを明記する。

この修正によりまして、個人情報の保護に関する法律案がメディア規制を意図したものであるという不安、懸念は払拭できたものと考えております。

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する現行法は、昭和六十三年に制定されました。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案は、**以下に挙げる点**などの改良を加え、現行法を全面的に充実強化しています。(1) 現行法では保護の対象となる個人情報の範囲は電算処理された個人情報ファイルでした。**これに対して**、本法律案では、保護の対象を行政機関が組織的に保有するすべての個人情報に拡大します。(2) 新たに訂正請求権、利用停止請求権を明記します。

なお、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案も、昨年廃案となった旧法案から与党修正要綱に沿った修正を行いました。行政機関におけるIT化の進展状況を考慮し、行政に対する国民からの信頼を確保するため、新たに罰則を設けました。

このたび、内閣は個人情報の保護に関する法律案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案等の関係五法案を提出しました。これらの法案により、官民の両分野において、IT社会にふさわしい個人情報の保護が推進されるものと確信しております。

以上、内閣提出の個人情報の保護に関する法律案等関係五法案に対する賛成の理由を申し述べました。

最後に、野党四党提出の法案につきましては、私は、対案をおまとめいただき終始真摯な議論をしていただいたと感じています。また、私が経験する委員会の中で大変にすばらしい委員会であったとも感じています。しかし、自己情報コントロール権やセンシティブ情報の取り扱い、第三者機関の設置などについては立場を異にしています。なお、官僚や与党の大物政治家のための法律などという、そういう勘違いはぜひやめていただきたいなということもお願いします。以上で、与党三党を代表しての賛成討論を終わります。

ロジックツリー

